

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年7月7日（平成27年（行情）諮問第437号）

答申日：平成28年9月9日（平成28年度（行情）答申第302号）

事件名：「「行動時における法務業務遂行要領に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「行動時における法務業務遂行要領に関する研究」に関し「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「「行動時における法務業務遂行要領に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第24号。26.3.13）（表紙のみ）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月20日付け防官文第8298号により防衛大臣が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

この点については、諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠ぺいを行っていることから、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において直接確認することを求める。

- (2) 本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば、その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり、これについても組織共有文書に該当するので、その特定を求める。実際、諮問庁は、過去に行った開示決定において、Word等で作成された、履歴情報を

含む電磁的記録を開示したことがある。

この点については、審査会において直接確認することを求める。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。諮問庁は、審査会から「諮問庁の説明は事実を隠べいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（平成22年度（行情）答申第75号）と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠べいする危険がある。

この点については、審査会において直接確認することを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「「行動時における法務業務遂行要領に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第24号。26.3.13）」を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用し、法9条1項の規定に基づき、平成27年5月20日付け防官文第8298号により、特定した文書の表紙のみについて開示決定（原処分）を行ったところ、本件異議申立てがされたものである。

なお、特定した行政文書の残りの部分については、平成28年7月29日（金）までに開示決定等を行う予定である。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において特定した電磁的記録以外に本件開示請求に該当する電磁的記録は保有していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはし

ていない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年7月7日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年8月18日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ④平成28年9月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「「行動時における法務業務遂行要領に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第24号。26.3.13）」を特定し、法11条に規定する特例延長を適用した1回目の決定により、当該文書の表紙のみ（本件対象文書）について開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めており、諮問庁は本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書の電磁的記録は、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）が保有しているPDFファイル形式の電磁的記録であ

り、防衛省において、他に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、その原稿を研究本部の担当者が電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を印刷した紙媒体によって陸上幕僚長に報告したものである。

ウ 上記イの陸上幕僚長への報告後、研究本部においては、本件対象文書の電磁的記録をPDFファイル形式に変換して保存しており、本件対象文書の原稿であるPDFファイル形式以外の電磁的記録については、必要がないため廃棄した。

エ 原処分に当たり、研究本部において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録は確認できなかった。

オ 本件異議申立てを受け、確実を期すため、再度研究本部の書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) そこで検討すると、本件対象文書について、PDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他にPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子